

# 令和3年度多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金 【よくある質問】

## 補助要件について

### Q1 複数の補助対象機器等を設置したのですが、全ての機器等について補助を受けられますか？

複数の機器等を組み合わせての申請はできません。複数の補助対象機器等を設置した場合は、どれか1つを選んで申請してください。

ただし、**太陽光発電システム（余剰売電）と蓄電システムの同時申請は可能**です。

### Q2 過去に補助金をもらいましたが、今回申請できますか？

平成27年度から令和2年度までにおいて市から同様の補助金（※1）の交付を受けている場合は対象外となります。

※1：太陽光発電システム（余剰売電）、エネファーム、断熱窓、エコウィル、エコキュート、エコジョーズ、太陽熱温水器、電気自動車充電設備等

ただし、**蓄電システムをご申請の場合は、上記期間に補助金の交付を受けている場合でもご申請が可能**です。

### Q3 太陽光パネルや創エネルギー・省エネルギー機器等をリースする場合、助成の対象になりますか？

対象になりません。対象となるのは新品の購入のみ（断熱窓については窓の断熱改修のみ）です。

### Q4 住宅を共有している場合や自己所有でない住宅に機器を導入する場合、申請はできますか？

住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについての当該住宅の他の共有者又は所有者の同意書があれば申請が可能です。

※申請者は、申請日において市内に住所を有する（住民基本台帳に記載されている方）、世帯主の方に限ります。

### Q5 申請者以外の名義で支払った場合、補助の対象となりますか？

**また、申請者以外の口座に助成金を振り込みしてもらうことはできますか？**

申請者以外の名義で支払いをした場合は、補助金の対象とはなりません。

また、申請者以外の口座にお振り込みすることもできません。

### Q6 工事をする業者は多摩市内に限定されますか？

施工業者について、所在地の指定はございません。高額な工事になる場合が多いので、複数の会社から見積もりをとるなどし、話をよく聞いて納得したうえでのご契約をおすすめします。

## 提出書類について

### Q1 申請時に準備できない書類は後日提出でいいですか？

必要書類が全て揃っていない場合は受付いたしかねます。必ず、全ての書類が揃ってから受付期間内に申請してください。

なお、太陽光発電システム（余剰売電）の設置において、計画的に工事を進めたにもかかわらず、やむを得ない理由（※2）により書類が揃わない場合は、遅延理由書を提出していただくことにより申請が可能となることがありますので、環境政策課までお問合せください。

※2：資源エネルギー庁の設備認定処理やメーカーの保証書発行の遅れ等

### Q2 補助対象機器等の設置日が確認できる書類とはどのような書類ですか？

保証書のほか、工事完了引渡証明書等（工事施工者の印があるもの）、系統連系完了年月日の記載がある書類（太陽光発電システムの場合）で設置日の確認をさせていただきます。

### Q3 住宅リフォームと補助対象機器等の設置をあわせて行ったため、領収書の金額はリフォーム全体額となっており、補助対象機器等の設置にかかる費用が記載されていませんが申請できますか？

申請には補助対象経費がわかる書類が必要となりますので、設置業者等に領収内訳書（補助対象機器等の設置に係る費用とそれ以外の金額がわかるもの）を作成してもらうようにしてください。なお、領収書に記載されている金額と内訳書の合計金額の整合性が取れていない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。

※内訳書の作成については、ホームページ内に掲載している内訳書記載例を参考にしてください。

### Q4 補助対象機器等の設置とその他の工事を一体で行ったため、補助対象機器等の設置に係る工事費用のみの明細がわかりません。その場合どのように申請したらいいですか？

補助対象機器等の設置に係る工事費用等の明細が出せない場合は、機器等購入費用のみを対象とした申請も可能です。

※工事費一式、諸経費等の内容が明確でない内訳書では申請ができませんのでご注意ください。

### Q5 蓄電システムの添付書類について、蓄電システムの設置場所に住宅用太陽光発電システムを設置し、かつ使用していることが分かる書類の写しとは、どのような書類ですか？

太陽光発電システム申請時に必要である、系統連系を完了したことを証する書類（※3）をご提出ください。太陽光発電システムと蓄電システムを同時に申請される場合は、兼用させていただきますので、1通のみのご用意で結構です。



その他、不明点がございましたら  
環境政策課までお問合せください  
042-338-6831（直通）

※3：系統連系を完了したことを証する書類として下記（1）～（4）のいずれかをご提出ください。

（1）および（2）の電子メールの宛先が申請者でない場合は、接続契約完了後に発行される「接続契約のご案内」をご提出ください。

（1）電気事業者から電気工事店宛に送付される「特定契約締結完了のお知らせ」（電子メール）の写し又は「落成受付完了のお知らせ」（電子メール）の写し

（2）電気事業者から申請者に送付される「系統連系完了のお知らせ」（電子メール）の写し

（3）電気工事店が申請に使用する web 申込システムの「申込詳細情報表示画面」の写し（系統連系完了年月日の記載があるもの）

（4）電気事業者ホームページ「購入実績お知らせサービス」の画面の写し

## Q6 蓄電システムの添付書類について、設置日の属する月の前月から遡って12か月分の購入電力量が確認できる書類とは、どのような書類ですか？

例えば蓄電システム設置月が令和3年6月の場合、設置前月である令和3年5月から遡って令和2年6月までに購入（消費）した電力量を月単位でご報告ください。任意様式「購入電力量報告書」にご記入いただくか、月毎の検針票のコピーをご用意いただくなど、報告様式は自由です。

過去の月別の購入（消費）電力については、ご契約いただいている電力会社にお問合せください。

また、過去1年以内に引っ越ししたり世帯人数が変わったりした場合も、その旨をご記入いただいたうえで当時の購入（消費）電力量をご提出ください。

## Q7 蓄電システムの添付書類について、連系している住宅用太陽光発電システムの年間発電量が確認できる書類とは、どのような書類ですか？

設置後1年以上経過している場合は発電実績（モニター画面の写し等）を、設置後1年未満の場合は年間発電量が記載されたカタログの写しや、発電シミュレーション資料等をご提出ください。

なお、太陽光発電システムと同時設置の場合は、太陽光発電システム申請時に必要である出力対比表が兼用可能です。

## 手続きについて

### Q1 申請の先着順で助成決定されるのでしょうか？

先着順ではありません。募集期間（令和4年1月5日～1月31日）に申請されたもののうち、補助対象要件を満たす申請分が市の予算額を超えた場合は、交付決定対象者を抽選で決定します。

※抽選は公開にて、令和4年2月24日に実施予定です。抽選への立会は必須ではございません。

結果については翌日以降、公式HP上で公開予定です。

### Q2 申請してから補助金の振込まで、どのぐらいかかりますか？

交付決定となった方には交付決定通知書等と一緒に請求書を送付します。請求書をご提出いただいてから1か月程度お時間をいただきますので、お振込は3月下旬～4月上旬頃となる見込みです。